

厚真町 重層的支援体制整備事業 実施計画

令和5年度～令和9年度



住民課福祉グループ

目次

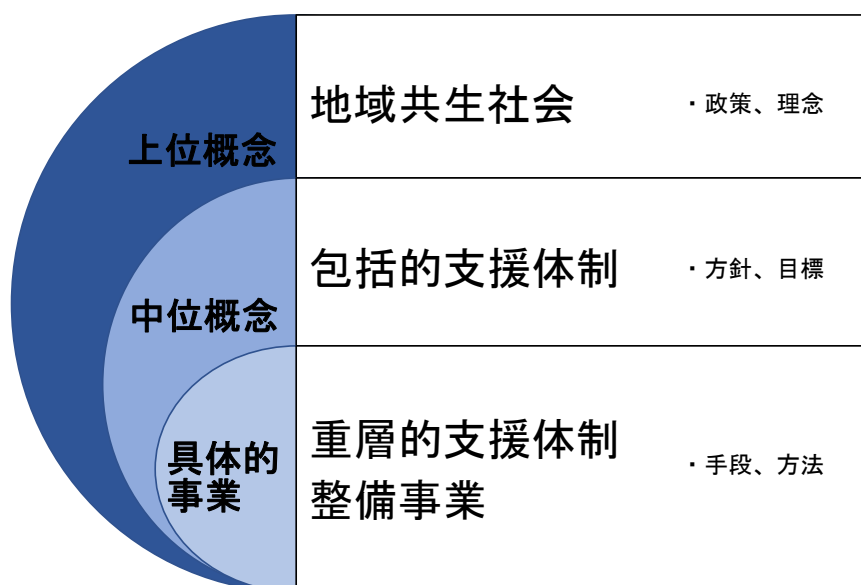
はじめに	1
I. 厚真町における重層的支援体制整備事業の実施について	2
1. 厚真町の現状と重層的支援体制整備事業導入の経緯について	2
II. 重層的支援体制整備事業実施計画の策定	5
1. 計画の位置付け	5
2. 計画期間	6
III. 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制	7
重層的支援体制整備事業における実施体制の全体像	7
1. 包括的な相談支援体制	8
2. 多機関協働に関する体制	9
3. アウトリーチ等を通じた継続的な支援に関する体制	9
4. 参加支援に関する体制	11
5. 地域づくり支援に関する体制	12
IV. 重層的支援会議の実施について	13
V. 重層的支援体制整備事業の推進体制と評価	14

はじめに

少子高齢・人口減少社会が到来し、支え合い機能の脆弱化や、地域の担い手不足等が進む中、地域社会の基盤の再構築も視野に入れて、対象者の属性を問わない相談支援や多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が2023（令和5）年4月より始まりました。この事業の目標は、複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備することにより、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」をめざすものです。

厚真町で行う重層的支援体制整備事業は、町全体の支援関係機関が既存の取り組みを有機的に活用して、「包括的な支援体制」を構築することによって、第1次厚真町地域福祉計画で目標とする「認め合い、つながあい、支え合うまち厚真町」の実現をめざすものです。

厚真町 における概念の整理



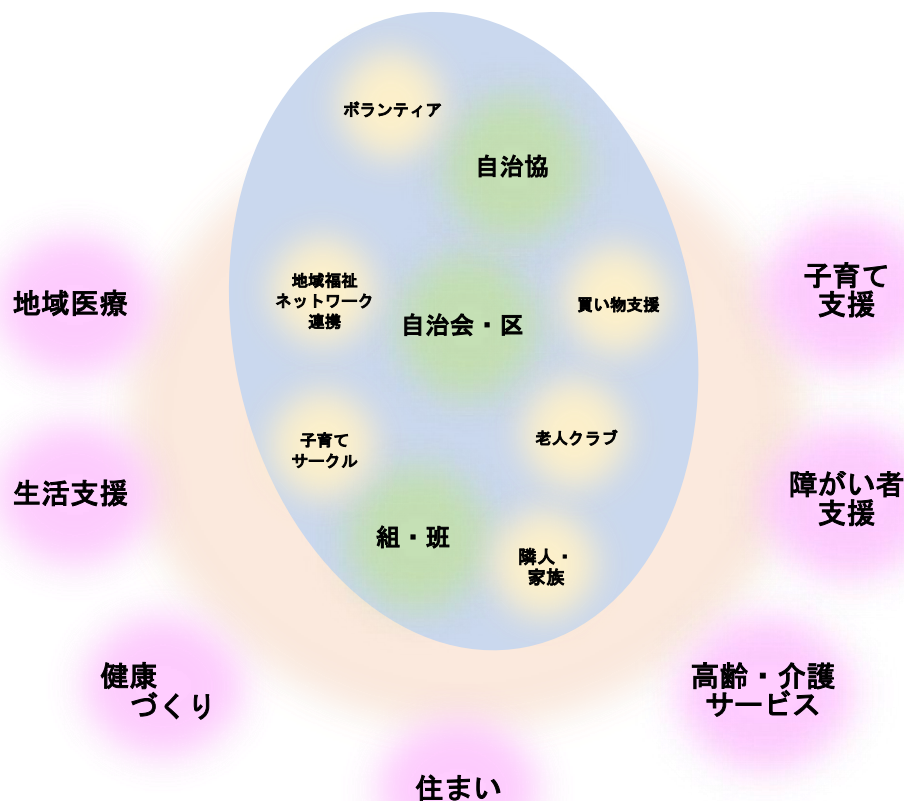
I. 厚真町における重層的支援体制整備事業の実施について

1. 厚真町の現状と重層的支援体制整備事業導入の経緯について

- (1) 厚真町では、高齢者における相談件数が年々増加し、8050世帯、ヤングケアラーなどその内容についても複合的な要因が複雑に絡み合う事案が増えてきています。

そのような中で、2020（令和2）年から「重層的支援体制整備移行準備事業」を活用し、包括的相談体制を検討するとともに、複雑化・複合化した課題の解決に向け適切な支援を行うため、各支援関係機関の役割をコーディネートする体制整備について検討を開始しました。

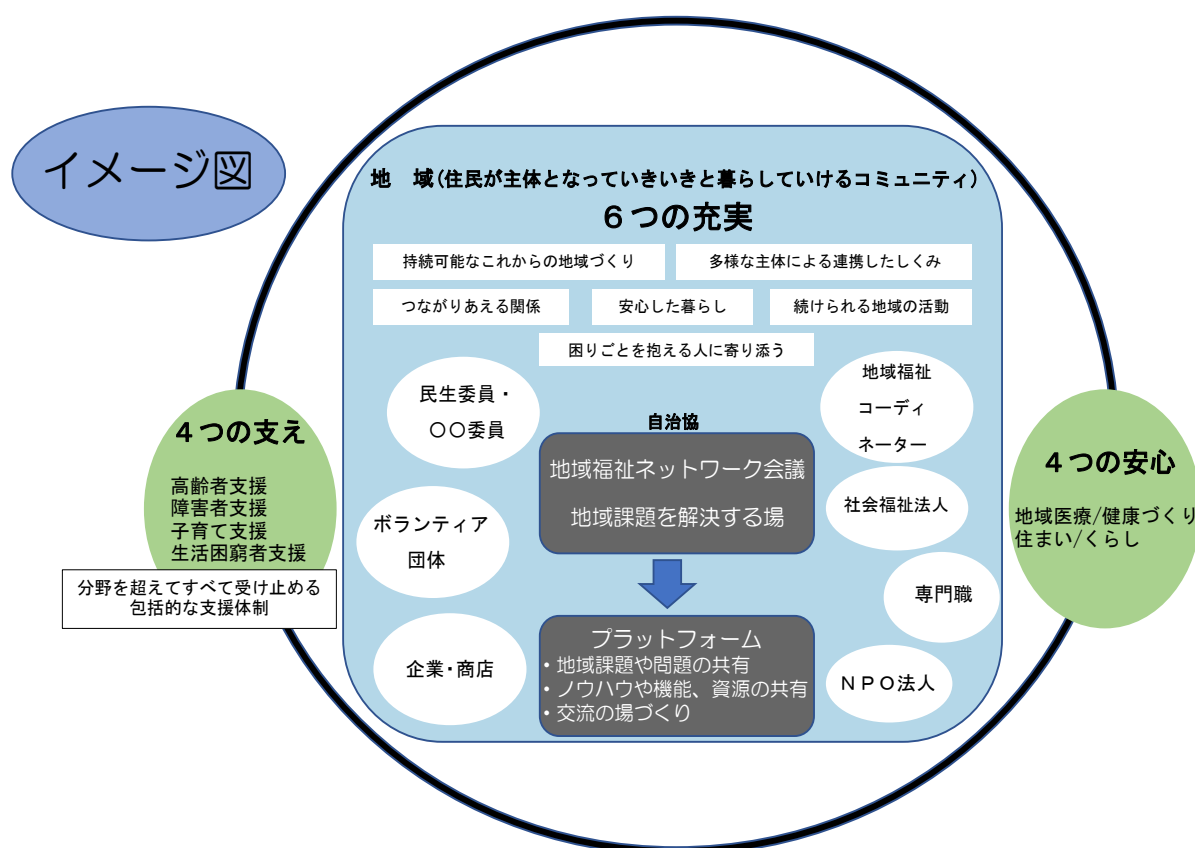
その後2022（令和4）年に本計画策定にあたり、既存相談窓口の有機的な包括的相談窓口体制構築に向けた体制整備に関する具体的な検討を開始しました。



厚真町における地域包括ケアシステムイメージ図

検討段階において、地域における「支え合いの基盤」や人と人との「つながり」意識が弱くなってきていることもあり、昨今の課題はますます複雑化・複合化してきていることから、既存の相談窓口が有機的な連携が図れる体制構築が必要であることが明らかになりました。

こうした状況から、高齢者支援・障がい者支援・子育て支援・生活困窮者支援でそれぞれ取り組んできた「相談」「参加」「地域づくり」に関する支援を一体的に行い、制度の縦割りから脱却し、包括的支援体制を構築していくとともに、町民主体の課題解決を図るための協議の場を土台にし、一人ひとりがつながり寄り添い合いながら暮らしていける地域づくりに取り組むことを目標としました。



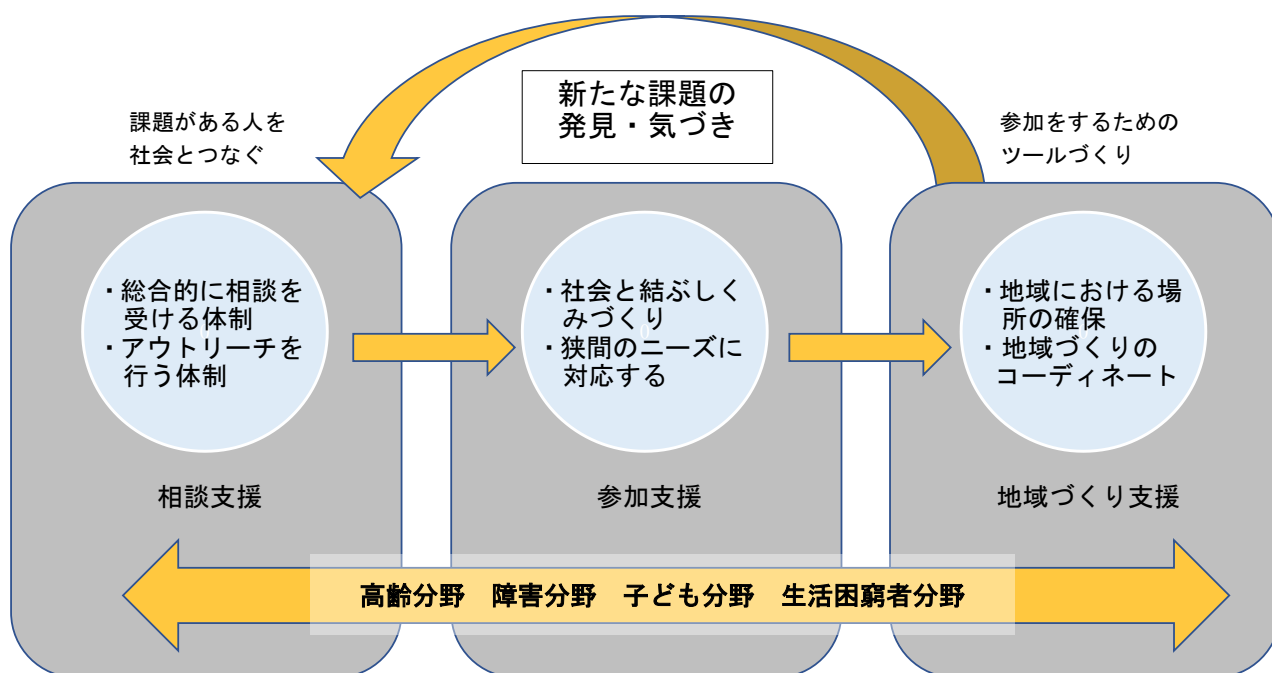
厚真町地域共生社会イメージ図

(2) 地域共生社会の実現のために不可欠となる「包括的な支援体制」を構築するために、社会福祉法が改正され、2021（令和3）年4月から新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

厚真町ではこの事業に取り組むことにより、複数の分野にまたがる相談や、狭間のニーズに対応し、一人ひとりの状況に応じた個別支援や、寄り添いながら伴走していく支援を充実させていきます。

併せて、複雑化・複合化する事例については、新たに創設する会議体を活用しながら、支援に関わる多くの機関それぞれがしっかりと役割を分担、協働するようコーディネートし、支援の方向性を統一して取り組みます。

☆厚真町が考える重層的な支援体制

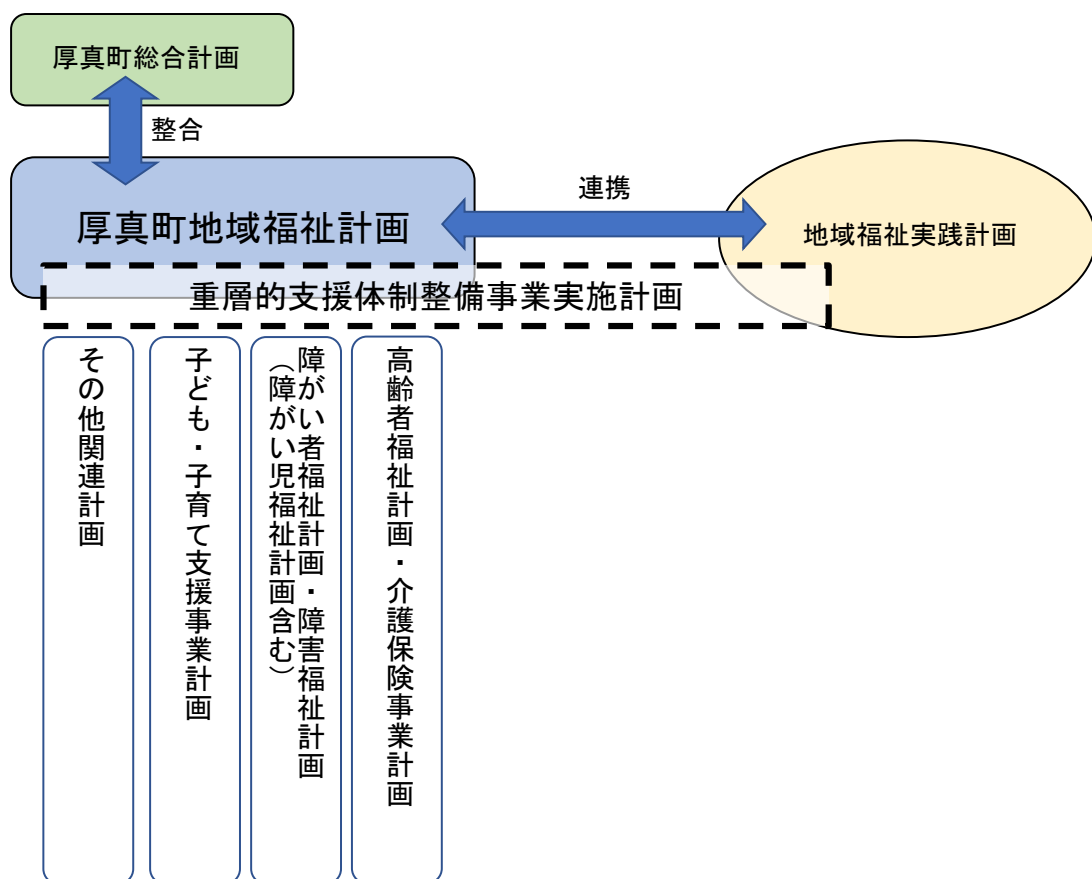


Ⅱ．重層的支援体制整備事業実施計画の策定

1. 計画の位置付け 重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、社会福祉法第106条の5において、事業の提供体制に関する事項等を定める計画を策定することが規定されました。

また、本計画の上位計画である「第1次厚真町地域福祉計画（2019（令和1）年4月策定）」に位置付ける「協働による地域福祉体制の推進」を図るため、重層的支援体制整備事業推進に取り組みます。

併せて、総合計画や各分野別の計画及び厚真町社会福祉協議会が策定した厚真町地域福祉実践計画とも整合・連携するとともに、上位計画として横断・包括する計画とします。

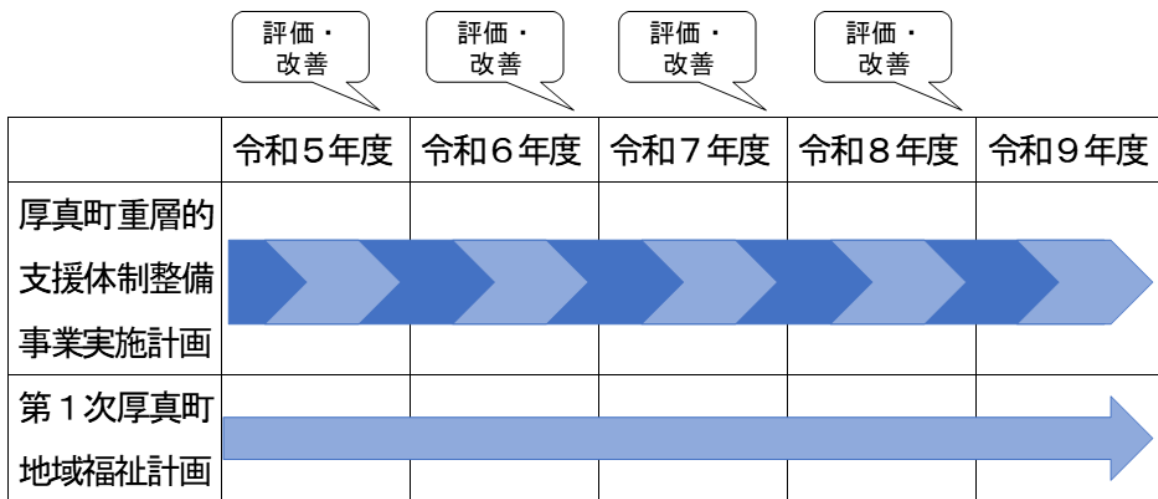


※重層的支援体制整備事業とは

2021（令和 3）年 4 月 1 日施行の改正社会福祉法においては、「この法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業」とされています。（第 106 条の 4 第 2 項）

2. 計画期間 本計画の実施期間は 5 年間とし、第 1 次厚真町地域福祉計画期間（2019（令和 1）年度から 2023（令和 5）年度）の間、毎年度実績等を勘案して見直しを行います。

計画の見直しにあたっては、第 1 次厚真町地域福祉計画同様に、C から始まる新たな PDCA サイクルに基づき、実績に対する評価を行い、改善点を見つけ出したうえで取り組みを推進します。

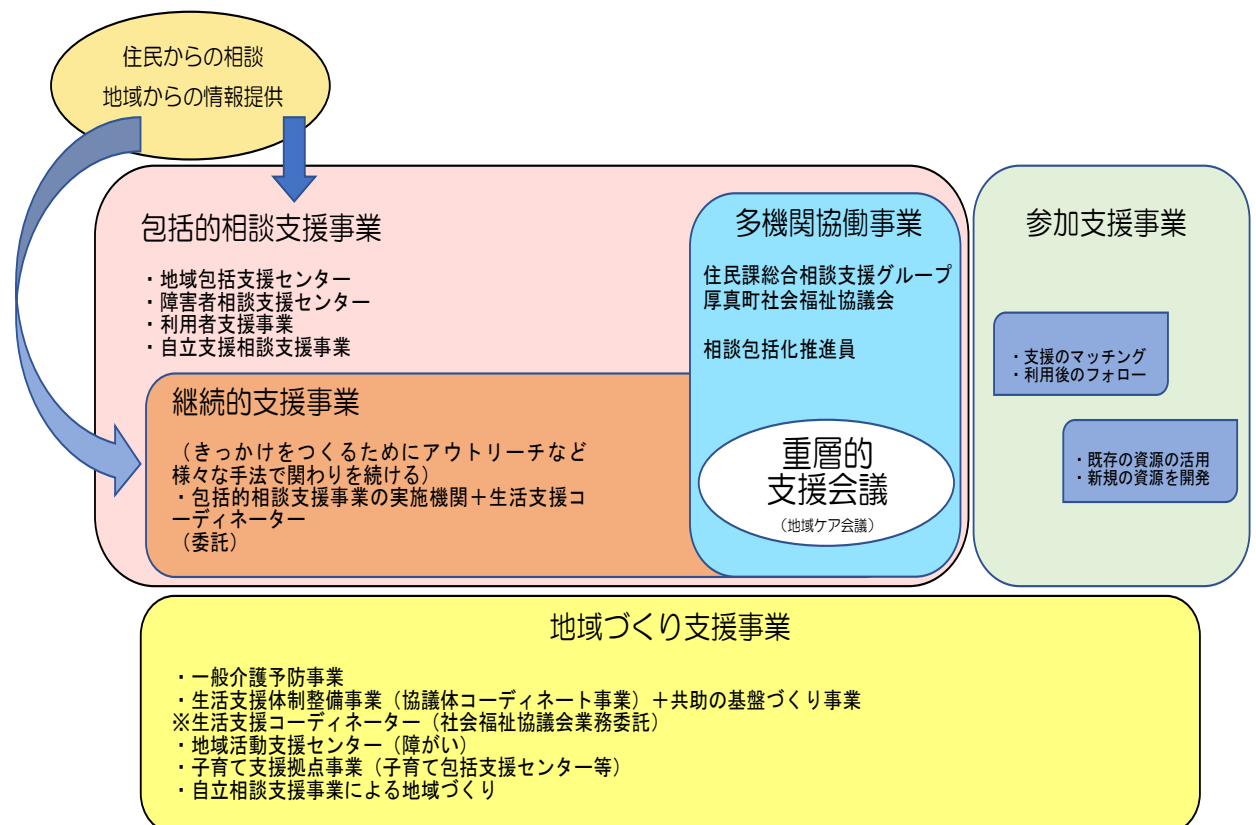


Ⅲ．重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制

重層的支援体制整備事業における実施体制の全体像

厚真町では、住民課に設置する『総合相談支援グループ（仮称）』と社協に一次相談窓口を設置し、その他既存の相談支援体制と有機的な情報共有体制を構築します。また、地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、包括的支援体制の構築のために、充実させるべき点を考えるとともに、「重層的」という言葉であらわされるように、一体的に行う3つの支援（①対象者の属性を問わない相談支援、②多様な参加支援、③地域づくりに向けた支援）に係る5つの事業がそれぞれ連携し、重なり合うことで誰ひとり取り残さない体制を構築していきたいと考えています。

厚真町重層的支援体制整備事業イメージ図



1. 包括的な相談支援体制

厚真町における相談支援は、どんな相談も受ける総合相談体制と併せて、高齢・障がい・子育て・生活困窮等の各分野にも窓口を設け、それぞれが連携・協働しながら支援を行います。

（相談支援機関）

①地域包括支援センター（総合相談）

1. 設置箇所数：1ヶ所
2. 支援対象者：すべての町民
3. 設置形態：委託

②障がい者相談支援センター（基幹型）

1. 設置箇所数：1ヶ所
2. 支援対象者：障がいのある人及びその家族等
3. 設置形態：直営

③子育て世代包括支援センター（利用者支援事業・基本型及び母子保健型）

1. 設置箇所数：1ヶ所
2. 支援対象者：子ども及びその保護者等
3. 設置形態：直営

④自立相談支援事業（福祉事務所未設置町村事業）

1. 設置箇所数：1ヶ所
2. 支援対象者：現に生活に困窮している人及びその家族等
3. 設置形態：委託

⑤自立相談支援機関

1. 設置箇所数：1ヶ所
2. 支援対象者：現に生活に困窮している人及びその家族等
3. 設置形態：道委託

2. 多機関協働に関する体制

複数の分野にまたがる課題を抱える個人や世帯に対して、各支援関係機関における役割分担等のコーディネートを行います。

また、各支援関係機関等だけでは対応が困難なケースについては、地域ケア会議（社会福祉法第 106 条の 6 に規定される支援会議を位置付けています。）や重層的支援会議を開催し、支援プランの作成、評価及び適切性等について協議を行います。

この事業を円滑に進めるため、2 名の相談支援包括化推進員を委嘱又は任命し、連携強化をすすめます。

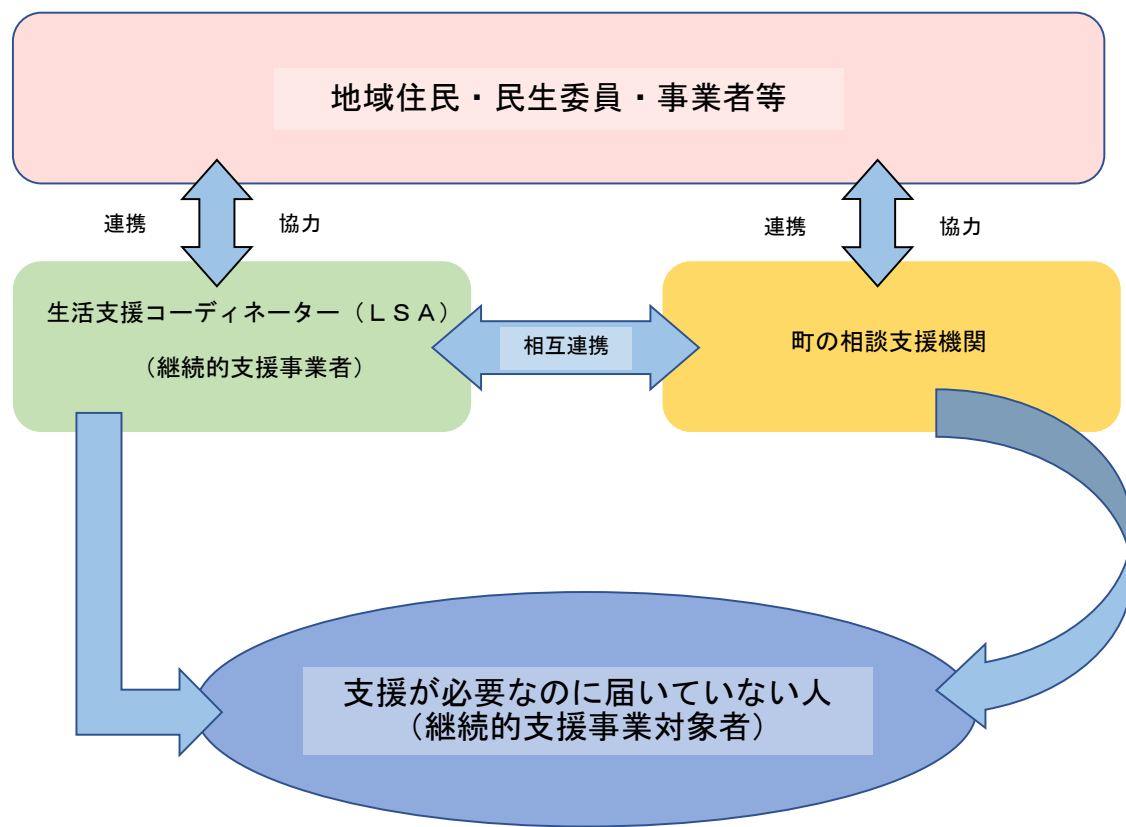
1. 設置箇所数：2ヶ所
 - ①住民課 総合相談支援グループ（仮称）
 - ②社会福祉法人厚真町社会福祉協議会
2. 配置人数：相談支援包括化推進員 各 1 名 計 2 名
3. 設置形態：直営・委託一体的配置

3. アウトリーチ等を通じた継続的な支援に関する体制

自治会単位で配置をしている地域福祉コーディネーターが、アウトリーチ等の手法を用いて、支援が必要なのに届いていない人や世帯に対して、必要な支援へ結びつけます。併せて、町の相談支援機関においても、各支援関係機関等と連携を構築し、必要性に応じてアウトリーチ等により相談支援を行います。

1. 設置箇所数：1ヶ所
社会福祉法人厚真町社会福祉協議会
2. 配置人数：支援員 1 名
3. 設置形態：委託

※継続的支援事業実施に係るイメージ図



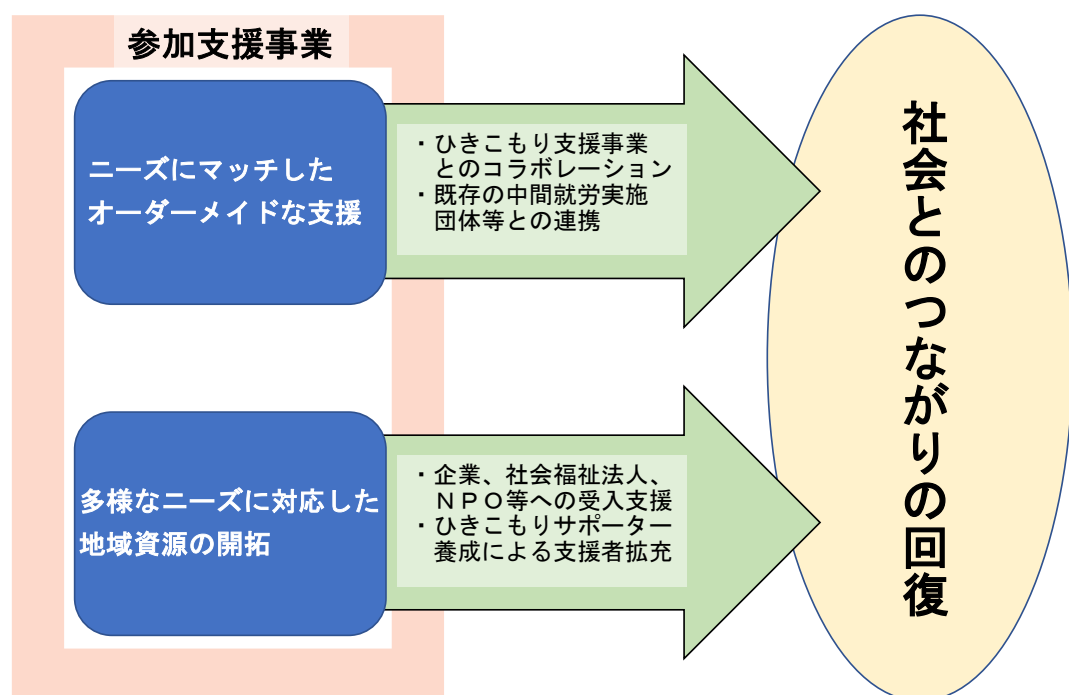
【事業対象者】 支援が必要であるにもかかわらず届いていない人及び世帯等

【事業実施方法】 委託：社会福祉法人厚真町社会福祉協議会

4. 参加支援に関する体制

既存の制度では対応できないニーズに対して、地域における社会資源との調整、活用及び開発を行い、社会とのつながりを構築し、社会参加につなげます。併せて、既存の社会資源等の調整、活用及び新たな社会資源等を開発してニーズに対応した支援メニューを増やします。

また、地域や受け入れ先が想定される企業等との連携構築や定着に向けた支援及び受け入れ先等のフォローアップも行います。



【事業対象者】

何らかの理由で社会とのつながりが薄く、既存の支援では対応できない狭間のニーズを有し社会参加が必要と思われる人や世帯等。

【事業実施方法】 委託

5. 地域づくり支援に関する体制

(1) 地域介護予防活動支援事業

①設置箇所数： 3ヶ所

各地域で実施

②実施内容：高齢者等の介護予防に取り組む。

(2) 生活支援体制整備事業

①設置箇所数： 1ヶ所（生活支援コーディネーター配置箇所 1 数）

②実施体制：委託

直営（第2層コーディネーター配置）

③実施内容：第1層生活支援コーディネーターを1名、第2層生活支援コーディネーター1名を配置し、住民主体で課題解決に取り組む協議体である地域福祉ネットワーク会議の設置及び運営支援を行うとともに、地域福祉ネットワーク会議を核にプラットフォーム構築に取り組む。

(3) 地域活動支援センター

①設置箇所数： 1ヶ所

②実施場所：地域活動支援センター

③実施内容：ものをつくり出す創作的・生産的活動や、社会との交流を増やす活動などを行う場所として、障がいのある人の地域生活を支援する。

④実施体制：委託

(4) 地域子育て支援拠点事業

①設置箇所数： 2ヶ所

（子育て支援センター 2ヶ所）

②実施体制：直営で 2ヶ所

③実施内容：子育て支援センター

・未就学児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供、助言等に取り組む。

(5) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

①設置箇所数： 1ヶ所

②実施体制：委託

③実施内容：地域の福祉ニーズを把握するための事業や、地域福祉資源となるサービスの創出及び推進を図るための人材を育成する事業に取り組む。また、把握したニーズや地域課題解決に向けた事業を行う。

Ⅳ．重層的支援会議の実施について

多機関協働事業者が中心となり実施する。

【構成メンバー】 地域包括支援センター所長、相談支援包括化推進員、事業実施者等

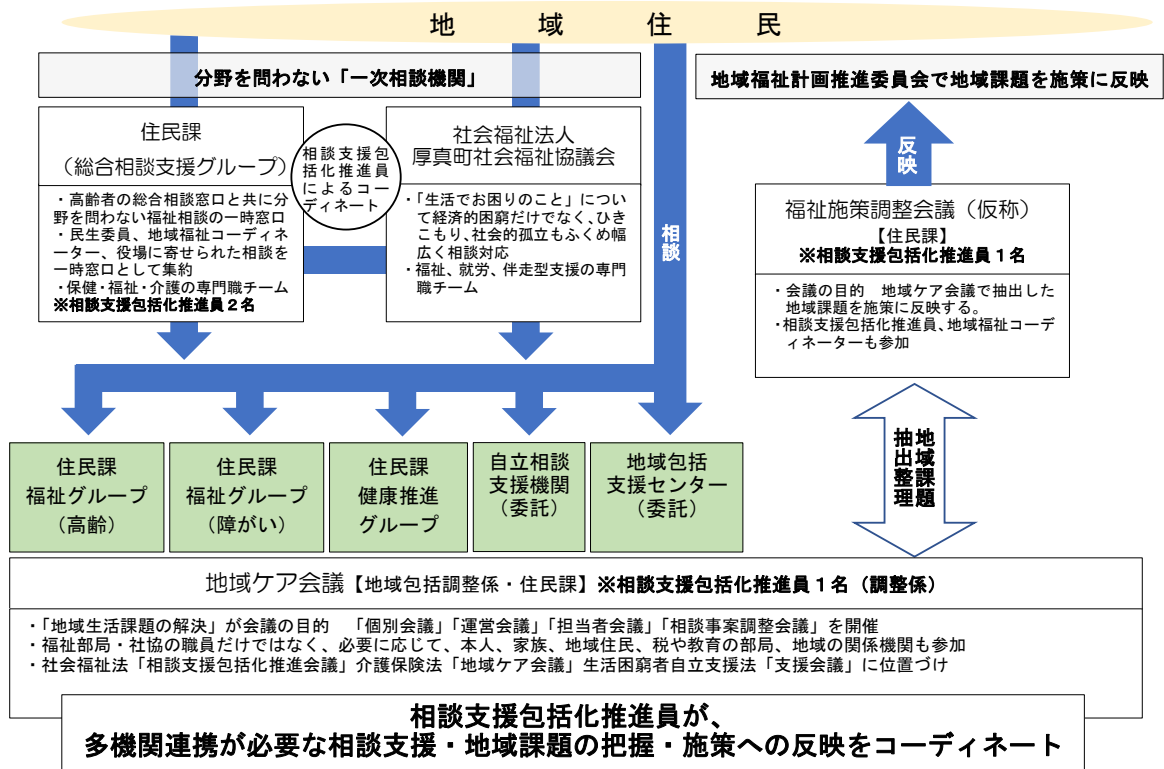
【開催頻度】 支援プラン等の作成及び評価が必要な時

【所管課】 総合相談支援グループ/厚真町社会福祉協議会

V. 重層的支援体制整備事業の推進体制と評価

1. 厚真町の推進体制

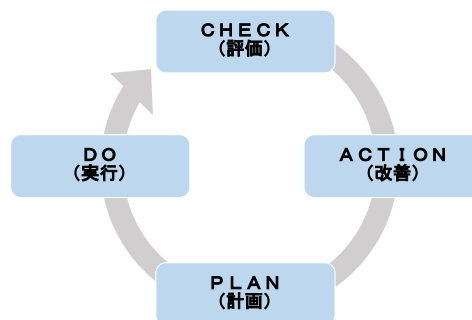
包括的な相談支援体制のイメージ（主に庁内における連携と地域課題の把握の流れについて）



2. 評価サイクル

第1次厚真町地域福祉計画同様に、定期的に庁内組織である地域福祉計画推進本部会議や審議会機能を持つ地域福祉計画推進委員会において、進捗状況や方向性を確認していき、改善について検討する体制を整えます。

また、C から始まる新たな PDCA サイクルに基づき、実績に対する評価を行い、改善点を見つけ出したうえで取り組みを推進します。



厚真町重層的支援体制整備事業実施計画

発行：厚真町

編集：厚真町住民課福祉グループ

〒059－1692 北海道勇払郡厚真町京町 120 番地

電話 0145－26－7872

FAX 0145－26－7733

E-mail hukushi@town.atsuma.lg.jp